

個人情報保護運用規程

1 趣旨

本規程は、当会のプライバシーポリシーの下で、個人情報の取扱いに関する具体的な運用方法を定めるものである。

2 個人情報の定義

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該情報が誰の情報であるかを識別することができるものを言う。(他の情報と容易に照合することができ、それにより個人が誰であるかを識別することができることとなるものを含む。)
- (2) 要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する個人情報で、人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報、事故歴のほか、本人に不当・偏見が生じないように、特に配慮が必要な情報を言う。

3 情報の取得・利用

- (1) 個人情報を取得する場合は、予めその目的と目的以外に使用しないことを文書等で明示する。
- (2) 要配慮個人情報を取得しようとする場合は、その目的を示し本人の同意を得るものとする。
- (3) 遭難事故発生時の捜索・救助にあたり、当事者の同意を得ることができない場合は、捜索・救助に関わる運営委員及び協力会員で共有することを妨げない。
- (4) 取得した要配慮個人情報を事故等の再発防止の取組に活用しようとする場合は、必ず本人の同意を得るものとする。

4 情報の保管・管理

- (1) 個人情報の電子データは、セキュリティ対策が取られているパソコンやクラウドサービスを使用し、OS やセキュリティソフトは常に最新のものに更新することで情報漏洩を防止する。
- (2) 会員名簿は、印刷物は必要最小限の情報に絞り、取扱注意を促す記述をするなど情報漏洩をしないよう徹底する。
- (3) 会員名簿のデータは、希望する会員にパスワード付のエクセルファイルで提供するものとし、パスワードは名簿発行の都度新たなものに更新する。
- (4) ホームページの会員専用ページについて、パスワードを定期的に更新し、第三者に知られることのないよう厳格に管理する。

5 広報媒体における取扱い

- (1) 会の公開ホームページやPRチラシ等には、本人の同意がある場合を除き、氏名や顔写真など個人が特定される可能性がある情報は掲載しない。
- (2) 前項の同意の取扱いについて、会員については同意・非同意の意思を年度毎に確認するものとする。

6 山行報告書の取扱い

- (1) 個人山行の山行報告書に記載された事故・ヒヤリハット等の要配慮個人情報について、「非公開」の意思表示があった場合は、情報共有は山行管理委員会限りとする。
- (2) ただし、事故等の再発防止や未然防止のために必要な場合は、本人同意の下で匿名化し会内部で共有できるものとする。

7 第三者への情報の提供

- (1) 会員以外の第三者に個人情報を提供する場合は、あらかじめその目的を示した上で、本人の同意を得るものとする。
- (2) 要配慮個人情報について、個人を特定できないように匿名化した場合であっても、本人の同意なしに第三者に提供しない。

8 開示請求等への対応

本人から個人情報に関する開示請求や苦情があった場合は、会長の責任において、これに速やかに対応する。

9 同意が得られない場合の対応

- (1) 個人情報の取得や提供について、本人の同意が得られない場合は、当該個人情報の取得や提供は行わない。
- (2) ただし、警察、消防、医療機関などから他法令の根拠に基づき請求があった場合は、この限りでない。